

国民年金保険料の納付猶予制度の 50歳未満への拡大について

住民係

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となります。

ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。

国民年金保険料の免除期間・ 納付猶予期間がある方へ

住民係

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

追納のお申込みを希望される方、またはご相談については、小諸年金事務所へお願いします。

こちら地域包括支援センターです！ 高齢者支援係

家庭で介護しながらの暮らしのなかで、負担や不安を抱えてはいませんか？

一人で抱え込まず、介護者同士で交流することにより、介護による不安やストレスを軽くしたり、いろいろな情報を得ることもできます。

そこで、家庭で介護されている方々のリフレッシュ、交流を目的に日帰り旅行を計画しましたので、ぜひご参加ください。

- 日 程 10月18日(火) ●行 先 新潟県
- 対象者 町内で在宅で介護されている方（定員20名）
- 行 程 立科町役場 → 新潟県 → 新潟県 → 立科町役場
9時30分出発 11時～1時（見学・昼食） 1時30分～2時30分（買い物） 4時着
- その他 昼食代は自己負担となります。
- 申込み 9月5日(月)～9月23日(金)
立科町地域包括支援センター（役場 町民課 高齢者支援係） 電話 56-2311 有線 2311



地域包括支援センター・高齢者支援係